



フコク生命は開かれた経営に努めております。

● 相互会社の仕組み／総代会

相互会社の仕組みについて

生命保険会社の会社形態には「相互会社」と「株式会社」の2つがあり、フコク生命は相互会社です。どちらの会社形態であっても、契約者さまの保険契約上の権利義務に違いはありませんが、相互会社は、相互扶助の仕組みによって成り立つ公共性の高い保険事業を営む保険会社だけに認められている会社形態です。

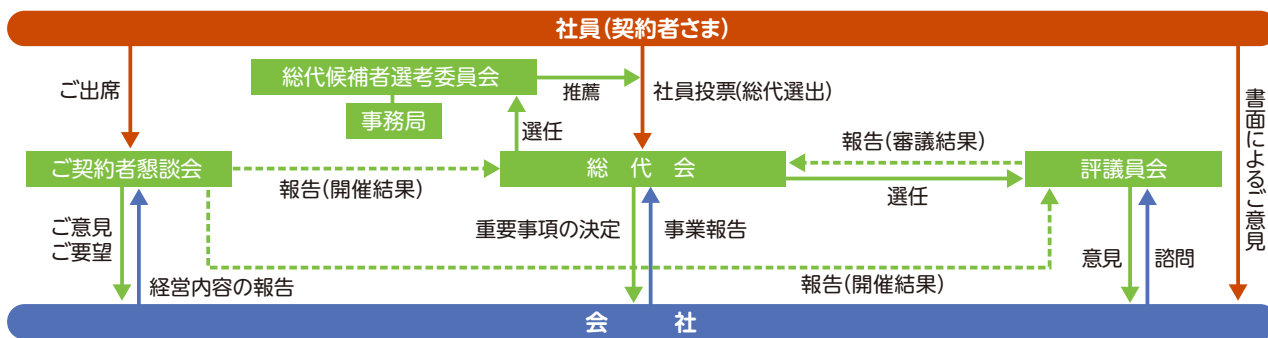
相互会社には「株主」は存在せず、契約者さまが原則「社員*」となり、株式会社における「株主」のように、会社の構成員として会社運営に参加することができます。

また、社員である契約者さまへの利益還元としまして、毎年の決算における剰余金に応じ社員配当金の分配が行われます。

なお、平成28年3月末の当社の社員数は、174万4,411名となっております。

当社では、相互扶助の精神にもとづく、公共性の高い生命保険事業を相互会社形態で行うことで、経営理念である「ご契約者の利益擁護」を実現してまいります。

※剰余金の分配のない保険契約のみの契約者さまは、当社定款の定めにより社員とはなりません。



総代会制度について

相互会社の最高意思決定機関は、「社員総会」またはこれに代わるべき「総代会」です。社員に会社の運営に直接参加していただくためには社員総会を開催しなければなりません。社員数が非常に多く、社員総会の開催は事実上困難です。

そこで、社員の中から選出された「総代」により構成される総代会において、事業活動の報告や剰余金の処分、定款の変更、取締役や監査役の選任などの重要事項を審議・決議しております。株式会社の場合は「株主総会」がこれに当たります。



第94回定時総代会

● 総代会議案および議事録の閲覧

総代会の議案および議事録や主な質疑応答の要旨は、本社および各支社に備え置いてありますので、社員は閲覧することができます。また、当社のホームページにも掲載しております。

● 第94回定時総代会の開催について

第94回定時総代会（平成28年7月5日開催）において、次の事項が報告ならびに決議されました。

報告事項

- I. 平成27年度事業報告の件
- II. 平成27年度貸借対照表、損益計算書及び基金等変動計算書報告の件
- III. 相互会社制度運営報告の件
- IV. コーポレートガバナンス基本方針制定の件

決議事項

- 第1号議案 平成27年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 社員配当準備金分配の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件

● 総代会の傍聴制度

当社では、社員に会社経営に対するご理解を一層深めていただくため、総代会の傍聴希望者を公募する制度を実施しております。

公募は、総代会開催前の一定期間、本社、支社および営業所などの店頭に掲示するとともに、当社のホームページに掲載する方法で行っております。

相互会社運営
お客さま基本
決算の概要
CSR
活動
ダイバーシティ推進
内部管理態勢
商品・サービス

総代の選出について

● 総代の定数

当社では定款において総代の定数を120名、任期を4年（重任限度は2期8年）と定めております。当社の社員数は約174万人ですが、総代定数の120名は、幅広い社員のご意思が経営に反映されるよう総代の地域・職業・年齢・性別などの分散をはかるうえで十分であるとともに、事業活動の報告や議案の内容を審議・決議するには適正な人数であると考えております。

なお、総代は各都道府県ごとにその社員数に応じて選出しますが、原則として各都道府県から最低でも1名を選出することとしております。

● 総代の選出方法

当社の総代の選出は、総代候補者選考委員会が総代候補者を推薦し、この総代候補者に対して全社員による社員投票（信任投票）を行い確定する方法を採用しております。具体的には、以下の方法で選出されます。

まず、総代会において総代候補者選考委員が選任されます。定員は12名以内です。この総代候補者選考委員で構成された総代候補者選考委員会は、社員のご意思が反映されるよう、総代候補者選考基準にもとづき、幅広い社員層から総代候補者を選考します。

次に、推薦に関する公告を行い、推薦された個々の総代候補者に対して社員が社員投票（信任投票）を行います。各候補者は、総代として選出に同意しないとする投票数が社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しない場合、総代として確定します。

また、総代候補者選考委員会事務局の事務局長を社外の方から選任することなどにより、総代選出プロセスについて会社からの独立性を確保しております。

当社では、総代の立候補制度は採用しておりませんが、以上の方法により、地域・職業・年齢・性別などの分散がはかられた幅広い層から、社員の代表としてふさわしい総代が選出されると考えております。

総代候補者選考基準

1. 総代候補者の資格基準

- 1) 平成26年10月末日時点において、当社の社員（有配当保険に加入のご契約者）であること。
- 2) 他の生命保険会社の総代に就任していないこと。
- 3) 総代としての重任期間が2期を超えないこと。
- 4) 当社の現職役員および従業員でないこと。

2. 総代候補者の適格基準

- 1) 生命保険業および当社経営に対し認識と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること。
- 2) 社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能であること。
- 3) 総代会等への出席等、総代としての十分な活動が期待できること。

3. 総代候補者の構成基準

総代の社員代表機能と経営チェック機能の両面を重視する観点に立ち、幅広い層からの選定を行う。

- 1) 社員代表機能の面から、職業・年齢・性別等の要素を考慮した選定を行い、特定の層に偏らないように配慮する。
- 2) 経営チェック機能の面から、以下の通り多様な視点から事業および経営への提言やチェックを行うことができる人を選定する。
 - ・消費者、生活者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・経営者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・専門家の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・地域経済の視点から提言、チェックを行うことができる人
- 3) ご契約者懇談会の出席者から一定数の選定を行う。

4. 総代候補者の地域別定数の割当基準

総代候補者の地域別定数は、社員の地域別分布状況等に応じ、原則として次のとおりとする。ただし、選定過程において、下記割当を変更する場合は、総代候補者選考委員会の承認を得るものとする。

北海道	7名	(現員数 7名)	近畿	15名	(現員数16名)
東北	11名	(現員数11名)	中国	9名	(現員数 9名)
関東	44名	(現員数43名)	四国	4名	(現員数 4名)
中部	20名	(現員数19名)	九州	10名	(現員数10名)

(注) 平成28年総代改選時の総代候補者選考基準を記載しています。

評議員会について

評議員会では、社員のご意思を反映させるため、社員から書面で提出された会社経営に関する事項を審議するほか、当社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について活発な議論がなされております。

評議員会は、会社が推薦し、総代会で選任された評議員12名以内で構成されています。評議員は、社員のほか学識経験者を加えることができます。

相互会社の仕組みと運営に関するご意見については、下記までご送付ください。

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2
富国生命保険相互会社 総務部総務グループ宛

第94回定時総代会での質疑応答

定時総代会では総代の方々よりご意見・ご質問をいただき、それらに対する当社の取組みおよび方針をご説明しています。第94回定時総代会（平成28年7月5日開催）での主な質疑応答は、以下のとおりです。

Q マイナス金利の導入、予想と反して低迷する日経平均株価、消費増税凍結など、経済動向の見通しが立たず、難問山積のわが国ですが、富国生命は今後の資産運用のコンセプトについて如何お考えですか。

A ご指摘の通り、日本経済の足踏み状態が続く中、最近の英国のEU離脱に伴う混乱もありまして、金融資本市場の先行き不透明感が強まっております。こうした状況においては、収益性ももちろん重要ですが、より安全性を重視した資産運用を行っていく必要があると考えております。

当社は、アベノミクス前の円高局面で積み増した外国債券や、日本銀行の異次元緩和策導入前の、現在よりも国内の金利水準が高かった時期に購入しました、償還までの期間が長い国債を多く保有しております。したがいまして、現在のマイナス金利がしばらく続いたとしても、数年間は相応の運用収益を確保できる見込みでございます。今後につきましては、市場環境の変化に機動的に対応していくことで、資産の安全性を確保しつつ、安定的な収益を得られるよう努めてまいります。

Q ISO10002に関して、苦情に対し迅速に対応するためにどのような形で行うのか、具体的に説明していただきたいと思っております。

A ISO10002とは、平成16年7月に国際標準化機構（ISO）により発行された苦情マネジメントシステムに関する国際規格で、お客さまからいただいた苦情に対して会社としてどのように対応していくかを示したものです。当社は平成27年5月に適合性に関する内部監査を実施し、同年7月1日に「富国生命苦情対応基本方針」を制定いたしました。その後、7月24日に公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）よりISO10002適合性に関する「第三者意見書」を取得し、9月1日に「ISO10002」自己適合宣言を行いました。

具体的には、ご契約者懇談会や各種アンケート調査によって収集した年間約60万件のお客さまの声から、ワトソンというAIを利用して自動的に分類した年間約2万件の苦情を、お客さま相談室で一元管理しております。これらの苦情は経営陣を初めとする役員にデイリーで配信されるとともに、お申出から24時間以内にお客さま対応を行うようにデータベースによって管理・徹底しております。

また、毎月実施している苦情対策協議委員会において苦情に対する改善策を協議しているほか、四半期ごとに取締役会にも報告しております。

Q 熊本地震の影響で、メンタル面での不調を呈する人達がいよいよ表面化しています。東日本大震災においては、被災地応援活動として、コンサートの開催や被災地物産品の販売会等を継続して行っておられます。今後、熊本でも子どもたちに笑顔と優しさが届く応援活動等の実施を検討いただくことはできませんでしょうか。

A 当社では、毎年全国で開催しておりますチャリティコンサートの会場でお預かりした募金を、開催地の社会福祉協議会と一部を東日本大震災で被災した子どもたちのために寄付していますが、今般の地震を受け、熊本県を寄付先に追加しています。平成28年度は、9月に熊本県でチャリティコンサートと特別支援学校を訪問してのコンサートを行う方向で準備を進めております。

また、熊本県物産振興協会に物産品販売会の開催を打診しております。今後も継続して被災地の皆さまの支援活動を行ってまいります。

その他のご意見 細かい所まで、お客さまの要望を踏まえ、ニーズに沿った商品開発・販売、お預かりした資金の適切な運用、そして保険金の確実な支払という体制をなお一層磨いてほしいと強く期待いたします。

他15件

過去に開催された定時総代会での質疑応答につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<http://www.fukoku-life.co.jp>

● ご契約者懇談会

ご契約者の皆さまのご意見を直接お伺いして経営に役立てること、また、生命保険や当社の経営内容をお伝えして当社への理解を深めていただくことを目的として、ご契約者懇談会を昭和50年度から全国各地で開催しております。

ご契約者懇談会の開催状況

ご契約者懇談会でのご意見・ご質問などを総代会に反映させるため、平成27年度は、総代会直前の平成28年1月から2月にかけて、全国62のすべての支社で開催しました。

ご出席いただきましたご契約者は1,251名になりました。

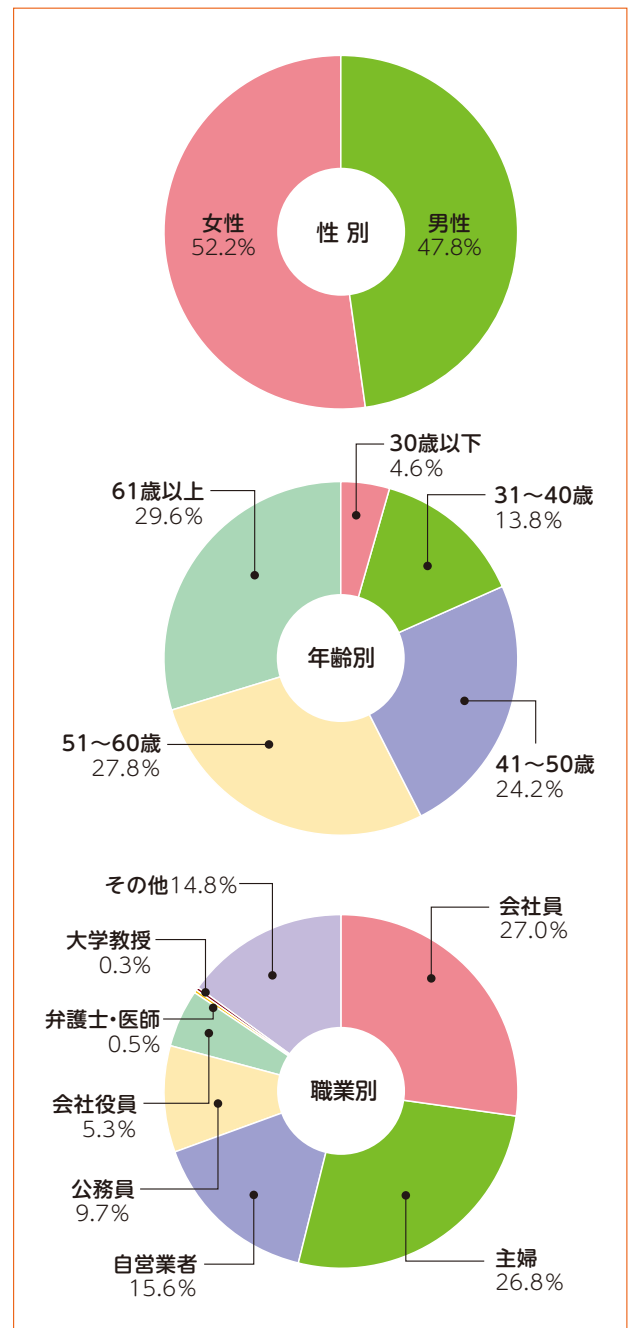
ご契約者懇談会では当社の経営方針、業績状況、商品説明などをDVDおよび本社より出席しました役職員により、わかりやすくご説明しました。また、質疑応答時間を十分確保し、ご出席者から多数のご意見やご質問をいただけるようにしました。

いただきましたご意見・ご質問は、評議員会や総代会にて報告しております。平成27年度は82名の総代も出

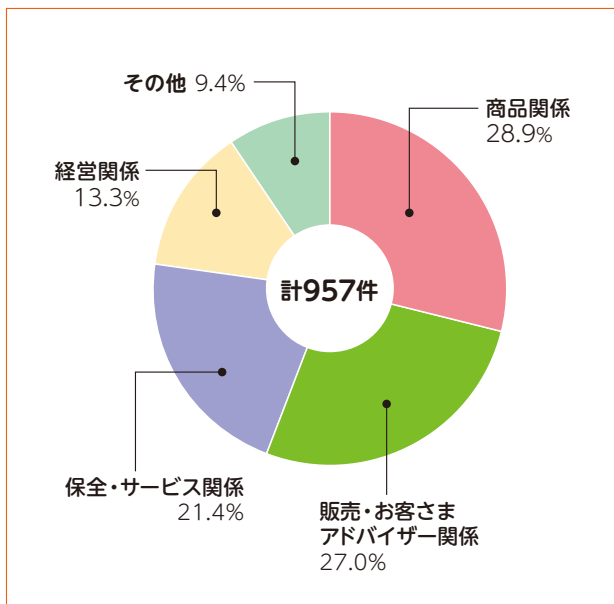
席してご契約者のご意見・ご質問を直接お伺いし、積極的に経営に反映できるように努めております。

ご意見・ご質問の内訳、ご出席者の内訳などは以下の通りであり、過去2年間の状況は103ページに記載しております。

■ご出席者の内訳



■ご意見・ご質問の内訳



ご契約者懇談会での主なご意見・ご質問と当社の回答および対応状況

相互会社運営

お客さま基本

決算

の概要

CSR

活動

ダイバーシティ推進

内部管理態勢

商品・サービス

Q 少子高齢化が進んでいますが、今後どのような商品の開発を目指していますか。

A 今後の生命保険市場においては、医療保険や介護保険など、いわゆる第三分野の商品の比重がさらに高まっていくものと思われます。これに対し、死亡保障は、人口減少などにより市場全体としては縮小の方向にあるものの、個々のお客さま単位で見れば、万一の場合の残されたご家族の生活保障が重要であることに変わりはなく、このような遺族保障を準備するうえで、生命保険は極めて合理的な手段であると考えられます。さらに、生存保障（貯蓄性）商品に関しても、ニーズの多様化・高度化が進んでいます。

これらのことから当社は、「死亡保障」、「第三分野保障」^(※)および「生存保障」を効果的に組み合わせることによって、一人ひとりのお客さまが抱えるリスクをトータルでカバーできるような保険商品を提供していくことが重要と考えており、それを可能とする商品体系を主力商品「未来のとびら」の発売などにより構築するとともに、それぞれの保障内容についても強化・拡充を図っております。

(※) さらに平成28年4月には、8大生活習慣病に対する入院給付金の支払日数無制限化などにより既存の保障内容を強化するとともに、生活習慣病の退院後療養や出産などの従来にない概念の給付も盛り込んだ新型の医療保険「医療大臣プレミアエイト」を発売しました。

Q 外貨建保険は販売しないのですか。

A 外貨建保険は、現在のような低金利下では、運用主体となる外債などの金利水準に応じて一般的な円建ての保険よりも高い予定利率を設定できるメリットがある反面、外国為替相場の変動によって保険料や保険金の額が変動することにより元本割れが生じる可能性もあり、そのリスクはすべてお客さまに帰属することになります。

当社としては、お客さまにとって将来必要な保障を確実にご準備いただける商品を提供することを基本的なスタンスとしているため、現在のところ外貨建保険については、開発・発売の予定はありません。

Q 身寄りがいなくなってしまった人の給付金請求や保険金請求はどうなるのでしょうか。

A 死亡保険金につきましては、死亡保険金受取人からご請求いただきます。万一の際にお支払いが問題なく行えるよう、死亡保険金受取人を設定していただくように当社からご案内することが重要だと考えております。死亡保険金受取人が既にお亡くなりになっている場合^(※)は、死亡保険金受取人の法定相続人からのご請求となり、戸籍上相続人となる方が見当たらない場合や相続人全員が相続を放棄、または相続欠格や推定相続人の廃除により相続資格を失っている場合のように、法定相続人がいらっしゃらない場合は、相続財産管理人を選任することになります。

(※) 身内がいらっしゃる場合であっても、お客さまの体調の変化や生活の変化などにより、ご契約者と直接コンタクトをとることが困難になることがあります。こうした事態を避けるために、平成28年度よりあらかじめご契約者のご家族を第二連絡先として当社に登録していただき、万一、ご契約者とコンタクトが取れなくなった場合であっても、第二連絡先のご家族を通じて、コンタクトを取らせていただけるようにする制度を開始いたしました。

今後ともご契約者の皆さまにご安心いただけるコンタクトが図れるよう、努めてまいります。

Q 大地震が発生した時の支払能力は大丈夫ですか。

A 内閣府中央防災会議は平成24年8月29日に南海トラフ巨大地震について「発生しうる最大クラスの地震・津波」に基づく被害想定を公表しております。

南海トラフ巨大地震は、今後30年以内に発生する確率が相当程度高いとの指摘もなされていますが、当該公表資料にも記載のとおり、被害想定的前提となっているクラスの地震および津波の発生頻度は極めて低いものとしております。本想定における死亡者数は最小で3万2千人、最大で32万3千人となっており、仮に想定される死亡者数で推計した場合、当社の保険金支払いの見積額は100億円～1,000億円程度になると見込んでおります。この金額は基礎利益、危険準備金の範囲内ですのでご安心ください。